

日時 令和4年11月17日(木)
午後2時から3時30分まで
場所 松本市勤労者福祉センター 2-2会議室

第3回松本市動物愛護管理推進懇談会

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 懇 談
 - 第2回懇談会の振り返りと基本方針(案)の修正
 - ア 第2回懇談会の振り返り
 - イ 基本方針(案)の修正
 - 基本方針(案)の検討
 - ア 4 災害対策
 - イ 5 動物取扱業者への対応
 - ウ 6 取組体制の構築
 - エ 補足
- 4 事務連絡
- 5 閉 会

第3回 松本市動物愛護管理推進懇談会 出席者名簿

【委員】

(50音順)

		所 属	氏 名
1	委員長	成城大学 法学部 教授	うちこし あやこ 打越 綾子
2	委員	一般社団法人ゆめまる HAPPY隊 代表	くにもと かずや 国本 和哉
3	委員	国立大学法人信州大学 農学部 准教授	たけだ けんいち 竹田 謙一
4	委員	一般社団法人長野県獣医師会 松筑支部 支部長	とうじょう ひろゆき 東 條 博之
5	委員	一般社団法人もふもふ堂 代表理事	とどりき しげよし 等々力 茂義
6	委員	学校法人未来学舎 専門学校未来ビジネスカレッジ ペットビジネス学部 学部長	ふくざわ みゆき 福澤 美雪
7	委員	長野県動物愛護会 松塩筑支部 支部長	ふるはた ひろお 降旗 弘雄

(欠席)

	委員	未来ビジネスカレッジ講師 長野県家庭犬インストラクター トリマー	きたむら りえこ 北村 理恵子
--	----	--	--------------------

【オブザーバー】

	所 属	役職・職名	氏 名
1	長野県 健康福祉部 食品・生活衛生課	課長補佐兼乳肉・動物衛生係長	たかい ごうすけ 高井 剛介

【事務局】

	所 属	役職・職名	氏 名
1	松本市保健所 食品・生活衛生課	課長	おおわ しんいち 大和 真一
2	松本市保健所 食品・生活衛生課	係長	おいかわ えつこ 及川 悦子
3	松本市保健所 食品・生活衛生課	主査	ひらの みちこ 平野 路子
4	松本市保健所 食品・生活衛生課	主査	よしいけ ゆうじ 吉池 祐司

第3回 松本市動物愛護管理推進懇談会

資 料

令和4年11月17日(木)
松本市保健所 食品・生活衛生課

懇談会スケジュールの確認

R 4 年度

月	会議名等	内容
5	第 1 回懇談会	現状と課題、重点施策の共有
8	第 2 回懇談会	基本方針（案）の検討（1回目）
11	第 3 回懇談会	基本方針（案）の検討（2回目）

← 本日

R 5 年度

月	会議名等	内容
5	第 4 回懇談会	基本方針（案）の検討（3回目）
6 以降	庁内手続き等を経て、R 5 年度中に策定	
11	第 5 回懇談会	基本方針策定の進捗状況の報告 市の取組みに関する意見交換

本日の懇談項目

第2回懇談会の振り返りと基本方針（案）の修正

- 1 第2回懇談会の振り返り
- 2 基本方針（案）の修正

基本方針（案）の検討

- 1 取組方針4 災害対策
- 2 取組方針5 動物取扱業者への対応
- 3 取組方針6 取組体制の構築
- 4 補足

事務連絡

第2回懇談会の振り返りと 基本方針（案）の修正

1-1 第2回懇談会の振り返り

委員の主なご意見の紹介

< 方針全体に関すること >

- ・ 基本方針の見直しのタイミングの明記が必要
- ・ 基本方針で捉える動物の範囲をある程度限定した方がいい。
- ・ 動物にどう接していくのか、根本的な部分を示した方がいい。
- ・ 説得力のある文章にするため、書き方の工夫が必要

< 普及啓発活動 >

- ・ 動物に関する企業や団体の認定登録制度を作ってもらいたい。
- ・ 認定した団体等が運営するホームページで啓発したらどうか。
- ・ YouTubeでの動画配信による研修をお願いしたい。
- ・ 動物に関わる方も関わらない方も、「孤独」にさせないことが大事

1-2 第2回懇談会の振り返り

委員の主なご意見の紹介

< 普及啓発活動 >

- ・ 動物を飼っている人、飼っていない人にもやさしい市になってほしい。犬の糞対策の啓発看板の配布方法に工夫を。
- ・ 地域の人材を生かし、動物のことを担う係をつくってほしい。
- ・ 小さな団体を集めて意見交換や繋がりができる場がほしい。

< 多頭飼育問題への対策 >

- ・ 問題に対してどのような順番で対応していくのか、タイムラインを決めて実施してもらいたい。
- ・ 団体同士で個人情報共有ができない課題を解決することで、本質的な対応方法が変わっていく。

2 - 1 基本方針（案）の修正

A 3 サイズの別紙をご覧ください

2-2 基本方針（案）の修正

ご意見をいただきたい項目

- ・ 4 ページ 基本理念
- ・ 6 ページ 推進体制
- ・ 8、9 ページ 普及啓発活動
- ・ 10、11 ページ 猫問題への対策
- ・ 12、13 ページ 多頭飼育問題への対策
- ・ その他の部分

基本方針（案）の検討

本日の検討項目

第 1	基本方針の概要	
第 2	動物愛護管理施策の推進に向けて	
第 3	取組方針	<ol style="list-style-type: none">1 普及啓発活動2 猫問題への対策3 多頭飼育問題への対策4 災害対策5 動物取扱業者への対応6 取組体制の構築
補足 資料		

本日、ご意見いただきたい項目

基本方針（案）の検討

基本方針（案）の冊子をご覧ください

事務連絡

1 議事録の確認のお願い

- ・ 本日の議事録は、後日、松本市のホームページに掲載します。
- ・ 委員の皆様は、議事録（案）を郵送またはメールでお送りしますので、ご確認をお願いします。

2 基本方針（案）について

- ・ 1月を目途に、修正した基本方針（案）を郵送またはメールでお送りしますので、ご確認をお願いします。
- ・ ご意見、ご質問等を個別にお伺いいたします。

3 来年5月の第4回懇談会の日程について

- ・ 3月頃に、委員の皆様にご都合を確認させていただきます。

修正前（第2回懇談会）	修正後（第3回懇談会）
<p>はじめに</p> <p>1 背景</p> <p>2 経緯</p>	<p>第1 基本方針の概要</p> <p>1 策定の背景と経緯</p> <p>2 方針の位置付け ・法令、県の条例と計画、市の総合計画との関連を図示</p> <p>3 対象動物 ・方針の本編では「伴侶動物」とする。</p> <p>4 検証・見直し ・法改正や県計画との関連を見据え、5年ごとの見直しとする。</p>
<p>基本方針の目的</p> <p>1 市民への周知啓発</p> <p>2 将来を見据えた取組み</p>	<p>第2 動物愛護管理施策の推進に向けて</p> <p>1 基本理念 全ての市民は、「動物は命あるもの」と認識し、相互理解を深める 飼い主は、「動物を飼うこと責任」を果たし、生活環境に配慮する</p> <p>2 基本的な考え方 県の条例及び計画に沿った施策の推進 松本市の特色を踏まえた施策の推進 関係機関や団体等との連携・協働による施策の推進</p> <p>3 推進体制 ・各機関や団体、市民や飼い主との関係を図示</p>
<p>基本的な考え方</p> <p>1 県の条例及び計画に沿った施策の推進</p> <p>2 松本市の特色を踏まえた施策の推進</p> <p>3 関係機関や団体等との連携・協働による施策の推進</p> <p>推進体制</p>	<p>第3 取組方針</p> <p>1 普及啓発活動 対象者に応じて、様々な伝達手段を活用した普及啓発を進めます</p> <p>動物関係者との更なる連携により、共通認識を持って普及啓発を行います</p> <p>地域で活躍できる普及啓発の担い手を育成していきます</p>
<p>施策の方針</p> <p>1 普及啓発活動 対象者に応じて様々な発信手段による普及啓発に取り組みます。</p> <p>県獣医師会や県動物愛護会等、普及啓発を担う関係団体との更なる連携により、効果的な普及啓発に取り組みます。</p> <p>動物取扱業者や動物愛護推進員等、普及啓発の担い手となる人材の育成に取り組みます。</p>	<p>2 猫問題への対策</p> <p>「個人の飼い猫」については、ボランティア等との連携により、飼い主への適正な飼養管理の周知に取り組みます。</p> <p>「地域猫」については、地域の理解を得ながら、飼養管理のルールづくりや不妊去勢の徹底に取り組みます。</p> <p>「飼い主のいない猫」については、一代限りで命を全うできるよう、地域猫活動を促進します。</p>
<p>2 猫問題への対策</p> <p>「個人の飼い猫」については、ボランティア等との連携により、飼い主への適正な飼養管理の周知に取り組みます。</p> <p>「地域猫」については、地域の理解を得ながら、飼養管理のルールづくりや不妊去勢の徹底に取り組みます。</p> <p>「飼い主のいない猫」については、一代限りで命を全うできるよう、地域猫活動を促進します。</p>	<p>3 多頭飼育問題への対策</p> <p>飼い主と動物の健康を守るため、早期の探知や迅速な対応に向けて、動物関係者・福祉関係者・地域関係者・保健所との連携体制の構築を進めます。</p> <p>飼い主への対応においては、正確な実態把握、飼い主への丁寧な説明、引き取った動物の適正な管理に努めます。</p> <p>多頭飼育問題での動物を引き取るボランティア等の負担について、軽減策を一緒に考えます。</p>

動物愛護推進員、個人や団体のボランティア、動物取扱業者、企業等

広報まつもと、チラシ、ポスター、啓発看板、ホームページ、LINE、ツイッター、動画配信等

地域に居住する動物愛護推進員、ボランティア、愛玩動物飼養管理士などを想定

地域猫管理活動支援事業補助金（不妊去勢手術の補助金）の活用促進

動物関係者、福祉関係者、地域関係者

【ウラ】

基本方針（案）の構成

< 緑字：構成の変更、赤字：追記、青字：修正 >

修正前（第2回懇談会）	修正後（第3回懇談会）
施策の方針 4 災害対策	第3 取組方針 4 災害対策 飼い主とペットが同行避難できるよう、日頃の備えの大切さを周知します 地域住民の理解を得ながら、避難所でのペットの受入体制を構築します 災害時に動物の命を守るため、シェルター機能の整備を検討します
5 動物取扱業者への対応	5 動物取扱業者への対応 法令及び監視指導要領に基づき、厳正な監視指導を行います 事業者の種別や取扱頭数に応じた視点により、的確な監視指導を行います
6 取組体制の構築	6 取組体制の構築 将来を見据えながら、職員の適正な配置と資質の向上に取り組みます 時代の変化に対応していくため、動物愛護センター機能の充実に向けて検討します
	補足 1 牛や豚などの産業動物 2 マウスやウサギなどの実験動物 3 動物園の動物 4 野生動物
資料	資料 統計資料等

**松本市の動物愛護管理に関する基本方針
(案)**

令和 年 月

松本市

目次

第1 基本方針の概要	1
1 策定の背景と経緯	1
2 方針の位置付け	2
3 対象動物	3
4 検証・見直し	3
第2 動物愛護管理施策の推進に向けて	4
1 基本理念	4
2 基本的な考え方	5
3 推進体制	6
第3 取組方針	7
1 普及啓発活動	8
2 猫問題への対策	10
3 多頭飼育問題への対策	12
4 災害対策	14
5 動物取扱業者への対応	16
6 取組体制の構築	18
補足	20
資料	21

第1 基本方針の概要

1 策定の背景と経緯

松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）の人口推計では、令和2年（2020年）に24.1万人が、令和22年（2040年）には22.6万人となり、20年で約1.5万人減少する見込みとなっています。

人口減少と加速する少子化と高齢化に伴い、核家族や独居世帯の更なる増加など、社会構造の変化とともに、人々のライフスタイルもより多様化していくことが予想されます。

そうした中で、動物に対する価値観も様々であり、昨今、犬や猫などのペットを取り巻く環境も大きく変化しています。行政においては、これまで以上に社会の変化を的確に捉えた住民サービスの提供が求められます。

また、コロナ禍において在宅時間が増える中、新たにペットを飼い始める人が増加していると言われており、ペット市場での動物の販売価格が上昇しています。

一方で、飼育放棄やペットを手放す相談の件数が増加しており、動物の愛護や適正な飼養管理の普及啓発がますます重要となっています。

更には、近年、大地震や水害などの自然災害が多発しており、ペットなどの動物についても、平時における準備や心構え、発災時における飼い主とペットの同行避難や避難所で生活できる体制づくりが、喫緊の課題となっています。

このような中で、松本市は、令和3年4月に中核市に移行し、保健所を開設しました。これまで県が担ってきた、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」）及び狂犬病予防法の大部分の事務を、松本市保健所が担うこととなり、新たな体制で業務を開始しました。

松本市は、これまで積み重ねてきた経験や実績を基盤に、県から移譲された大きな事務権限を最大限に生かした、動物の愛護及び管理に関する施策（以下、「動物愛護管理施策」）が必要です。

また、動物の愛護及び管理に関する関係団体の皆様から、保健所を設置した松本市に期待を寄せる声も多くいただいています。

そうした経緯を踏まえ、今後の松本市における、動物愛護管理施策の取組みの方向性を市民の皆さまにお示しし、動物に関する興味関心を持っていただくため、この基本方針を策定するに至ったものです。

2 方針の位置付け

この基本方針は、松本市の動物愛護管理施策の推進に向けて、今後の取組みの方向性を示すものです。

動物愛護管理法及び狂犬病予防法のもと、長野県の動物の愛護及び管理に関する条例、長野県動物愛護管理推進計画に基づき、松本市の特色を踏まえながら、5年、10年先の中長期的な視点を持って取組みを進めます。

また、松本市総合計画との整合も図りながら取り組んでいきます。



3 対象動物

この基本方針において対象となる動物の範囲は、伴侶動物(犬や猫などのペット)とします。

なお、産業動物などの動物については、補足で触れることとします。

4 検証・見直し

この基本方針における各施策の取組みについては、毎年度、進捗状況を松本市動物愛護管理推進懇談会に報告します。

動物愛護管理法の改正や長野県動物愛護管理推進計画の進捗などを踏まえ、5年を目途に各施策の効果を検証し、懇談会の意見に基づき、基本方針の見直しを行います。

第2 動物愛護管理施策の推進に向けて

1 基本理念

松本市は、県の「動物の愛護及び管理に関する条例」の理念のもと、次の2点を、この基本方針における基本理念とします。

すべての市民は、「動物は命あるもの」であることを認識し、動物の尊厳を守るため、相互の理解を深めていきます

人と動物が共に生きていける地域社会の実現には、すべての市民の皆さんが、動物は命あるものとして、動物の尊厳を守っていくことが必要です。

動物が好きな人や苦手な人、動物を飼っている人や飼っていない人、立場や考え方など人それぞれですが、お互いに理解し合うことが大切です。

すべての動物の飼い主は、「動物を飼うこと責任」を果たすため、動物を適正に管理し、人の生命や地域の生活環境などへの危害を防ぐよう努めます

動物の命と健康を守り、地域社会で生活していくためには、すべての動物の飼い主の皆さんが、動物を飼うことに対して責任を持たなければなりません。

動物の種類や習性などに応じて、正しく飼うことに努めるとともに、動物が人の生命や財産に害を加えたり、周辺的生活環境に迷惑を及ぼすことのないよう努める必要があります。

長野県「動物の愛護及び管理に関する条例」

人と動物が共生する潤い豊かな社会の実現

少子高齢化社会を迎え、犬や猫などの動物を飼う家庭が増える中、家族の一員、人生の伴侶としての認識が高まり、人も動物も共に生きる仲間であるという考え方が急速に広がっています。

動物愛護の基本は、人においてその命が大切であるように、動物の命についてもその尊厳を守るということにあり、動物の適正な管理や取扱い方を確保することにより、人と動物とのより良い関係づくりを進め、生命尊重、友愛等の情操の涵養を図り、心豊かな社会の実現を目指します。

2 基本的な考え方

県の条例及び計画に沿って施策を推進します

松本市はこれまで、県の「動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年条例第16号）」及び「長野県動物愛護管理推進計画（平成20年策定、令和4年度改定）」に基づき、取組みを進めてきました。

引き続き、県の条例及び計画に沿って施策に取り組んでいきます。

松本市の特色を踏まえて施策を推進します

松本市には、35の「地区」があり、その中に487の「町会」があります。地区や町会は、住民の日常生活圏であり、生活上の課題を共有する地域の基本単位となっており、活発な地域づくり活動が行われています。

そして、動物の愛護及び管理に関するボランティアや普及啓発などの様々な取組みは、市内で先駆けて活動を始めた長野県動物愛護会松塩筑支部をはじめ、個人やグループ、市民団体による一般社団法人化など、多くの方々が様々な立場で積極的に活動されています。

松本市は、こうした強みを最大限に生かしながら、市内各地域の実情を踏まえ取り組んでいきます。

関係機関や団体等との連携・協働により施策を推進します

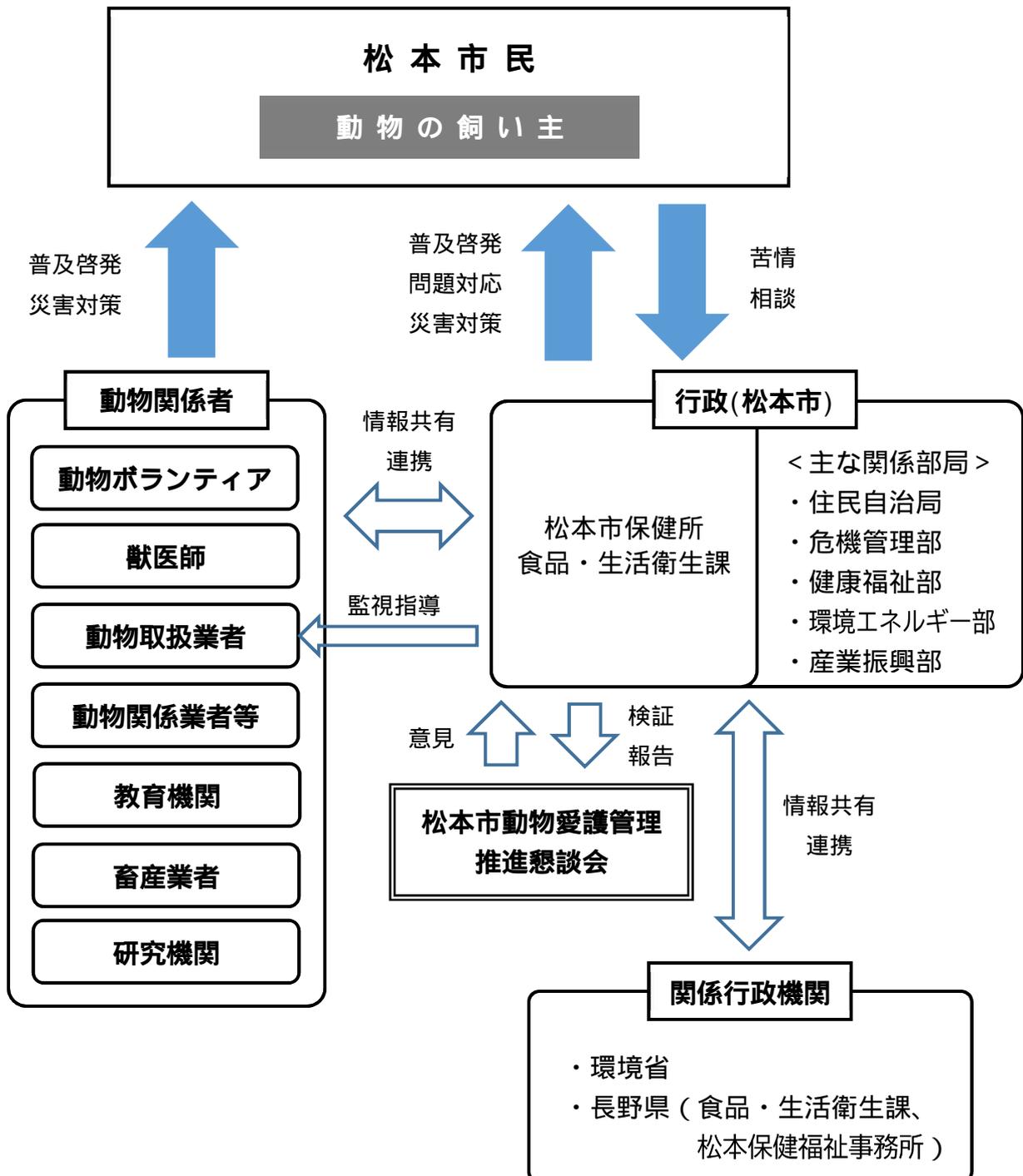
動物の愛護及び管理に関する取組みは、動物に対する愛護精神の普及啓発や、動物の飼い主に向けた適正な飼養管理の周知、生活環境被害への対応、災害対策など、幅広い分野に関係することから、行政の取組みだけでは限界があります。

動物ボランティアや獣医師、動物取扱業者、教育機関などの関係機関や団体の皆さまと、これまで以上に連携を図りながら、協働により取り組んでいきます。

3 推進体制

動物愛護管理施策の推進に向けて、各主体が連携・協働して取り組み、人と動物が共に生きていける地域社会の実現を目指します。

また、この基本方針は、松本市動物愛護管理推進懇談会において提案された様々な意見を参考に策定しています。松本市は、各施策の進捗について検証及び報告を行い、懇談会に対して意見を求め、それらを参考に基本方針の見直しを行います。

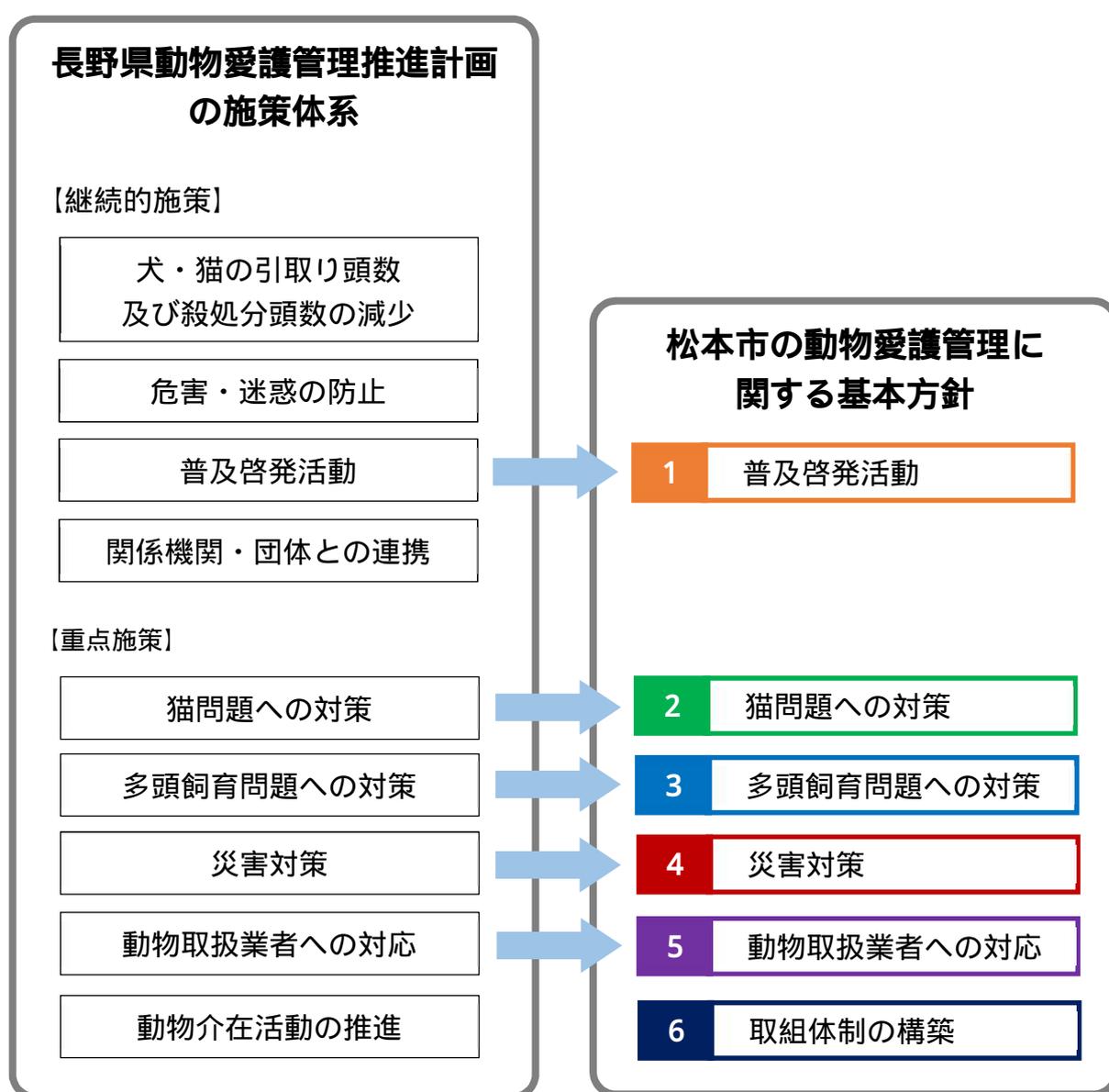


第3 取組方針

この基本方針において、松本市として特に重点的に取り組むべき施策を6つ挙げ、現状や課題に基づき、具体的な取組みの方向性を取組方針として決めました。

6つの取組方針は、長野県動物愛護管理推進計画における施策を踏まえ、松本市の地域性や特色を生かせるものとしています。

なお、取組方針以外の、長野県動物愛護管理推進計画の施策については、これまでどおり計画に基づきながら取組みを進めていきます。



1 普及啓発活動

市民の皆さんに動物愛護の精神を広め、動物の飼い主の皆さんに正しい飼い方を周知していく普及啓発活動は、動物愛護管理施策の根幹をなすものです。

動物に関係する団体やボランティアなど、多くの方々との協働により、更なる普及啓発に取り組みます。

方針 対象者に応じて、様々な伝達手段を活用した普及啓発を進めます

市民や動物の飼い主、ボランティアや動物取扱業者など、周知が必要な様々な対象者に向けて、市が発信する情報を効果的な手段で伝達していきます。

広報まつもとや啓発チラシなど、これまでの紙媒体による情報発信に加えて、デジタル化を踏まえ、ホームページの充実やSNS等の活用を積極的に進めます。

方針 動物関係者との更なる連携により、共通認識を持って普及啓発を行います

松本市には、県獣医師会や県動物愛護会、動物愛護推進員、ボランティア団体、動物取扱業者、教育関係者など、動物に関わっている方が多くいます。

関係するの方々との情報交換を通じてお互いに共通認識を持ちながら、動物の飼い主に向けて、動物の正しい理解や適正な飼い方などを普及啓発していきます。

方針 地域で活躍できる普及啓発の担い手を育成していきます

地域には、動物愛護推進員をはじめとするボランティアや、動物関連の資格を持った方々が居住しています。

動物の正しい飼い方や災害時の扱い方など、地域の皆さんに向けて普及啓発ができる人材の活用と育成を進めていきます。

現状

【これまでの取組み】

- ・ 広報まつもと、啓発チラシ、ホームページによる、動物の愛護やペットの正しい飼い方などの周知
- ・ 県や動物ボランティアとの連携による、ペットの飼い主に向けた周知
- ・ 犬の糞の放置対策として、町会に啓発看板を配布

課題

- ・ デジタル化を踏まえ、紙媒体以外の様々なツールを活用した普及啓発が必要
- ・ 普及啓発を担う動物関係者と情報を共有するとともに、認識の共有が必要
- ・ 地域に眠っている人材を発掘し、普及啓発活動ができるための育成が必要

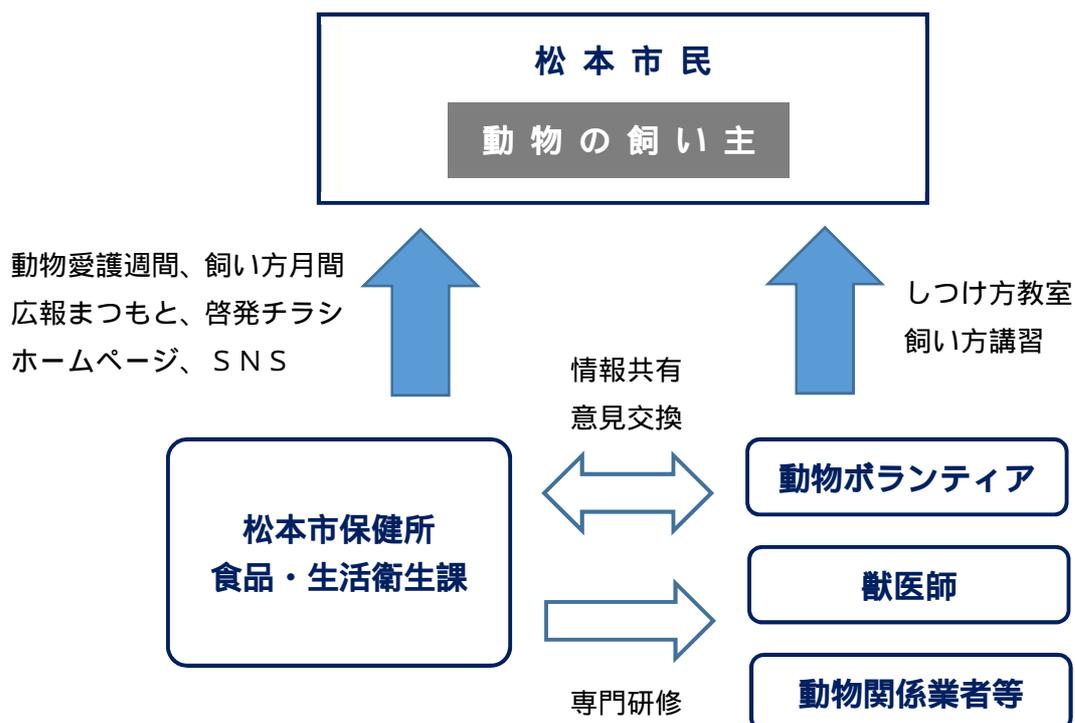
主な取組み

< 市民や動物の飼い主に向けて >

- ・ 国の動物愛護週間、県の動物の正しい飼い方月間における普及啓発
- ・ 広報まつもと、啓発チラシ、啓発看板などによる周知
- ・ ホームページの充実、SNSを活用した情報発信

< 動物関係者に向けて >

- ・ 動物関係者との情報共有及び意見交換
- ・ 会場参加やオンライン配信など、様々な手段による専門的な研修の実施



2 猫問題への対策

猫の敷地内への侵入や徘徊、猫による糞尿や悪臭など、住民の生活環境への被害が多く発生しています。地域猫活動を推進するとともに、飼い猫や、いわゆる野良猫と呼ばれる飼い主のいない猫について、猫の習性を踏まえた正しい理解と、適正な飼い方や扱い方の周知に取り組みます。

方針 猫の飼い主に向けて、猫の習性を踏まえた正しい飼い方を周知します

もともと、飼い主のいない猫は、飼い猫が捨てられたり、増えたりしたものであり、飼い主は、猫の習性を理解した上で、責任を持って飼うことが大切です。

屋内での飼養、不妊去勢手術の実施、首輪やマイクロチップなどの装着、最後まで飼い続ける責任を持つことなど、猫の正しい飼い方を周知していきます。

方針 飼い主のいない猫の減少を目指して、地域の理解を得ながら、地域猫活動を推進します

地域猫活動は、飼い主のいない猫を放置するのではなく、地域住民の理解のもと、「地域猫」として一定の管理をして見守っていく取組みです。

飼い主のいない猫によるトラブルを減らしていくため、地域で生活している猫が与えられた命を全うできるよう、地域猫活動を推進していきます。

方針 飼い主のいない猫に対する正しい扱い方の理解を求めていきます

飼い主のいない猫にエサを与え続けることで、猫が住みつき繁殖するようになります。猫の数が増えると、猫を迷惑に思う人が増えることにもなります。

猫が地域の嫌われ者にならないためにも、エサの与え方、不妊去勢手術、トイレの設置など、正しい扱い方を周知し、理解を求めていきます。

現状

【令和3年度実績】

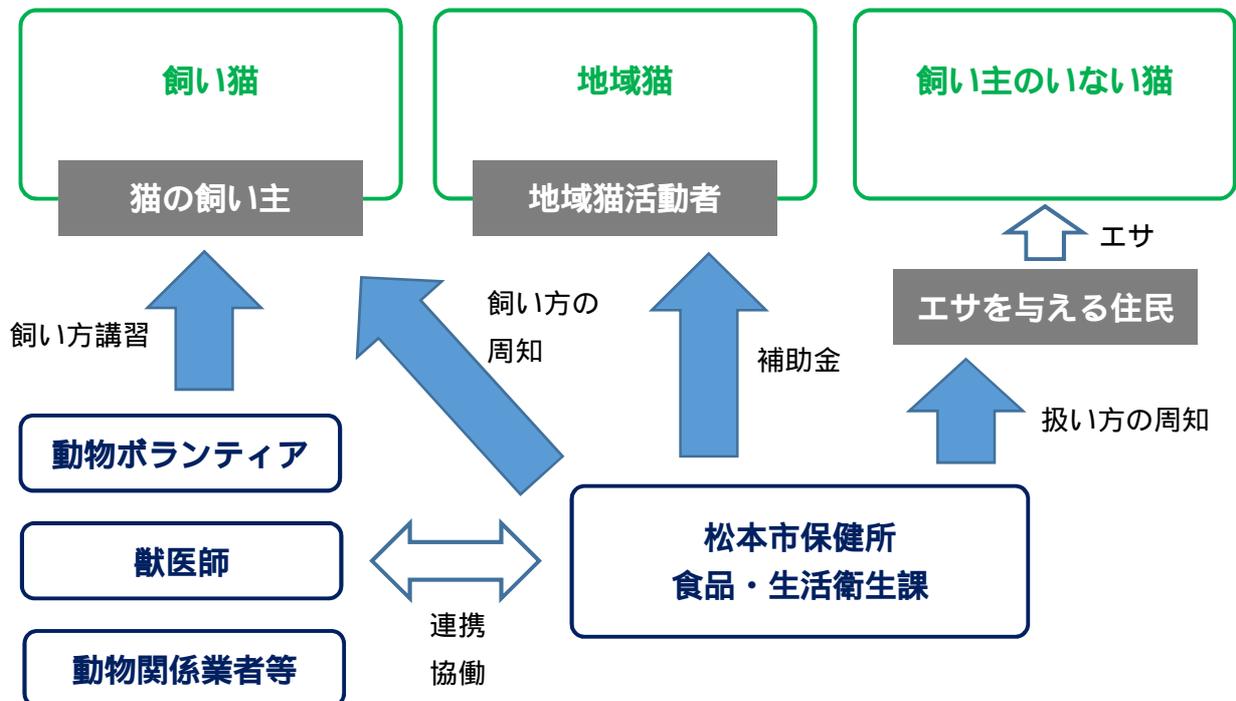
- ・猫による生活環境被害の苦情件数 52件
- ・飼い猫が行方不明になった通報件数 75件
- ・猫の保護、引取頭数 45頭（返還・譲渡36頭、殺処分3頭、死亡6頭）
- ・地域猫管理活動支援事業補助金の活用実績
メス猫の不妊手術95頭、オス猫の去勢手術53頭 計148頭

課題

- ・猫の飼い主に向けて、猫の習性や生活環境を踏まえた飼い方の周知が必要
- ・地域住民の生活環境被害の減少に向けて、飼い主のいない猫を減らすため、地域猫活動の更なる推進と、飼い主のいない猫に対する扱い方の周知が必要

主な取組み

- ・猫の習性や生活環境に応じた飼養管理方法の周知
- ・地域猫データ収集及び聞き取りによる地域猫活動の現状把握
- ・正しい地域猫活動の普及推進
- ・地域猫管理活動支援事業補助金の活用促進
- ・猫による困りごとの電話相談への対応



3 多頭飼育問題への対策

犬や猫などのペットを多く飼いすぎてしまい、飼い主が管理できなくなることで、飼い主やペットの不衛生な環境での生活や、近隣住民の糞尿や悪臭などの被害が問題になっています。飼い主の経済的困窮や社会的孤立などの背景を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、問題の解決に取り組みます。

方針 「人」と「動物」双方の問題と捉え、多分野の関係者との連携・協働により取り組みます

問題には、飼い主の生活支援、動物の飼育状況の改善、周辺的生活環境の改善、の3つの観点で対策を講じていくことが必要です。

動物関係者のみならず、社会福祉協議会やケアマネージャーなどの福祉関係者や、町会や民生委員などの地域関係者との連携・協働により取り組みます。

方針 保健所とボランティアが互いに強みを発揮し、協力し合い対応します

問題の探知、飼い主と動物の状況把握、飼い主への説明、動物の引取りなど、迅速に対応するためには、保健所とボランティアの協力が不可欠です。

一度に多数の動物を引き取る場合もあるため、引き取った場合の飼料や不妊去勢手術の費用など、ボランティアの負担軽減に向けた検討も必要です。

方針 飼い主のメンタルケアに配慮しながら、問題の解決に取り組みます

飼い主にとってペットが生きがいとなっており、飼い主の努力や取組みだけでは問題の解決が困難な場合があります。

ペットの引取りなど問題への対応にあたっては、飼い主のメンタルケアに配慮しながら、できるだけ飼い主の納得が得られるよう働きかけていきます。

現状

【令和3年度実績（保健所把握分）】

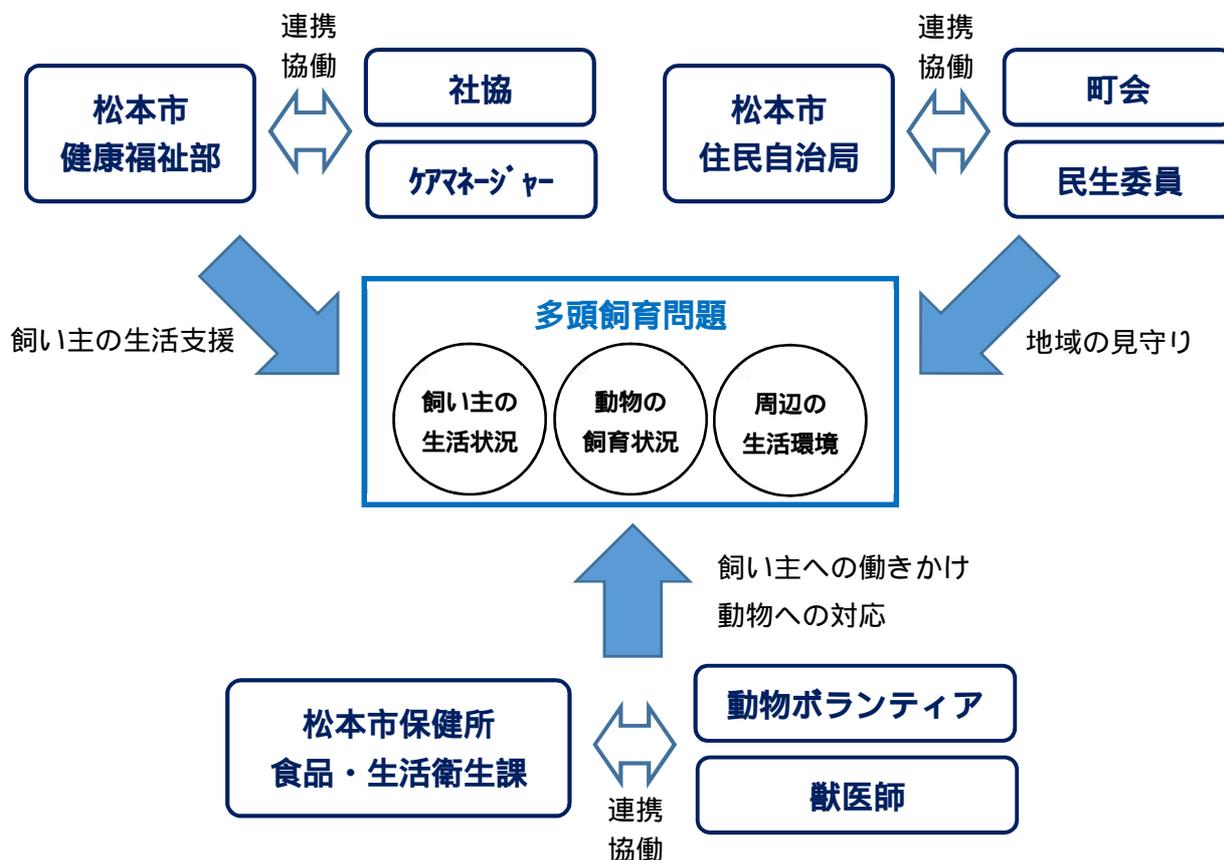
- ・問題発生件数 6件（前年度からの継続2件）
- ・保健所の電話対応及び当事者への訪問回数 71回
- ・対応による動物の引取頭数 犬4頭、猫30頭 計34頭

課題

- ・保健所や動物関係者のみでは、問題の早期の探知や迅速な対応に限界があるため、飼い主の生活支援を担う福祉関係者や、周辺の生活環境を知る地域住民との連携が必要
- ・迅速な対応に向けて、保健所と動物ボランティアとの更なる連携が必要
- ・動物を引き取った動物ボランティアの費用負担の軽減が必要
- ・当事者への対応に当たっては、動物の飼養が生きがいとなっている飼い主の気持ちへの配慮が必要

主な取組み

- ・問題解決事例の研究と、動物関係者、福祉関係者、地域関係者との情報共有
- ・問題への対応に当たっては、実態把握や情報共有のため、福祉関係者のミーティングなどに参加
- ・飼い主のメンタルケアが必要な場合は、庁内関係部署と連携



4 災害対策

大地震や水害などの災害発生に対応するためには、飼い主の日頃の備えと、避難所が動物を受け入れる体制づくりが重要です。

飼い主とペットと一緒に避難でき、避難所で安心して生活が送れるよう、飼い主に向けた周知と、避難所の受入体制の構築に取り組みます。

方針 飼い主とペットが同行避難できるよう、日頃の備えの大切さを周知します

災害の発生により自宅での生活が困難な場合に、ペットと共に避難ができるよう、避難先や避難経路の確認、飼養管理物品の準備など、日頃の備えが大切です。

飼い主が、避難の方法や避難先での生活がイメージできるよう、ホームページやパンフレットなどで周知していきます。

方針 地域住民の理解を得ながら、避難所でのペットの受入体制を構築します

動物が苦手な避難者もいる中で、避難所でペットを受け入れるためには、地域住民や避難所の運営者の理解と協力が必要です。

飼い主が、ペットの近くで安心して避難所生活を送れるよう、地域住民や避難所関係者への説明や情報共有を通じて、ペットの受入体制の構築を進めます。

方針 災害時に動物の命を守るため、シェルター機能の整備を検討します

災害時においても、被災者はペットを適正に飼養管理することが基本ですが、飼い主と離れてしまった放浪ペットが多く発生することも考えられます。

既存施設の一時利用など、被災したペットを緊急的に預かる救護施設の整備を検討します。

現状

【これまでの取組み】

- ・松本市総合防災訓練における飼育動物の一時保護訓練
- ・指定避難所での動物の受入れに向けた、保健所と危機管理課による調整
- ・指定避難所における動物の飼養場所の設営のため、必要物品（スターターキット）の試行準備

課題

- ・動物の飼い主に向けて、平時における準備や心構えなどの周知
- ・動物関係者や避難所関係者に対して、災害発生時の動物の取扱方法などの周知
- ・避難所への動物の受入れに向けて、危機管理課及び避難所関係者との調整
- ・災害時に飼い主と離れてしまった放浪ペットの対策

主な取組み

< 動物の飼い主に向けて >

- ・ホームページやSNSなどを通じた日頃の備えに関する周知

< 動物関係者・避難所関係者に向けて >

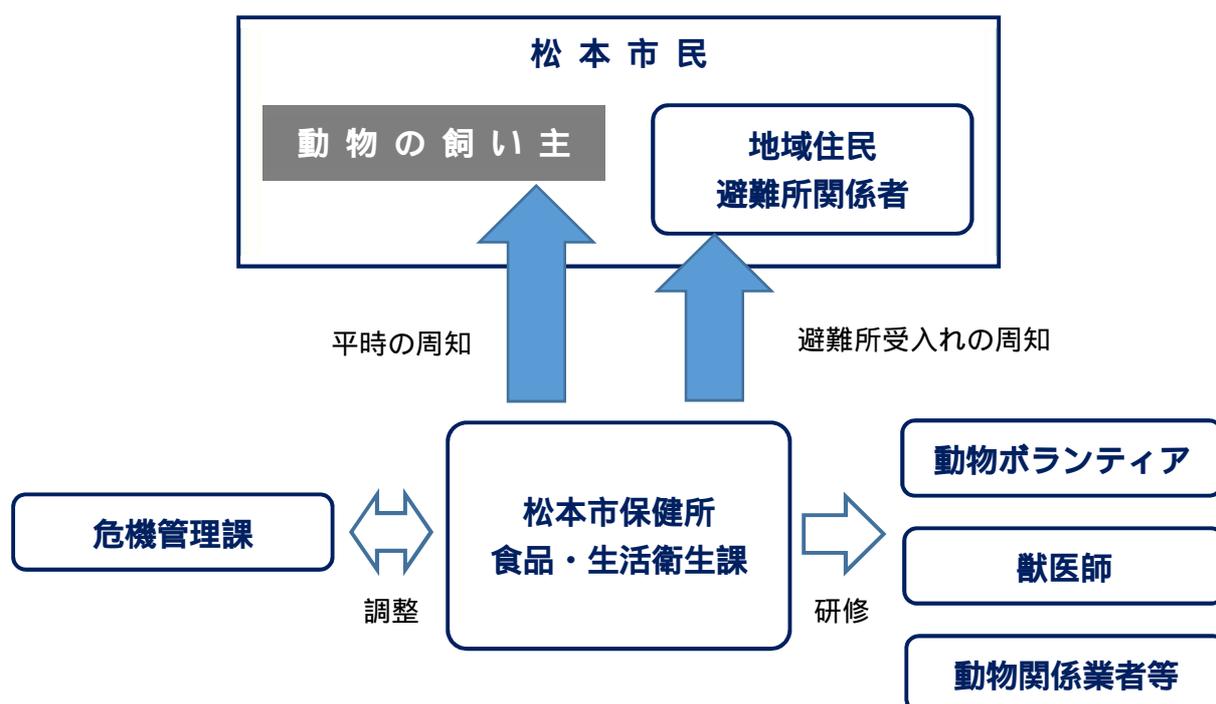
- ・災害時における動物の取扱い及び対応方法の研修の開催

< 避難所の受入体制の構築 >

- ・避難所の体制整備に関する保健所と危機管理課との調整
- ・避難所関係者及び地域住民に向けた避難所への動物の受入れに関する周知

< シェルター機能の検討 >

- ・被災したペットの救護施設の検討



5 動物取扱業者への対応

動物取扱業は、第一種動物取扱業（営利を目的として動物を取り扱う業）と、第二種取扱業（営利性のない動物の取扱いのうち、飼養施設を設置し一定頭数以上の動物を取り扱う業）の2つがあります。

動物愛護管理法に基づき、事業者の登録や監視指導などに取り組みます。

方針 法令及び監視指導要領に基づき、厳正な監視指導を行います

動物取扱業者に対する監視指導にあたっては、動物愛護管理法などの法令と、監視指導要領に基づき、年間計画を定めて立入検査を行います。

登録及び届出の情報の状況と照合、規定された遵守基準の確認など、重点監視指導項目を定め、厳正な監視指導を行います。

方針 事業者の種別や取扱頭数に応じた視点により、的確な監視指導を行います

松本市内には、販売や保管、展示など様々な種別の動物取扱事業者があり、取り扱う動物の頭数も異なります。

多様な事業者への立入検査を通じて、確認や指導のポイントを抑えた、的確な監視指導を行います。

現状

【令和3年度実績】

- ・ 第一種動物取扱業
登録件数 82事業所、109件
立入検査件数 50事業所、85件
- ・ 第二種動物取扱業
届出件数 8事業所、12件
立入検査件数 1事業所、3件

課題

- ・ 事業者の記録の確認のため、事前連絡を行い立入検査することから、形式的で画一的な監視指導にならないことが必要

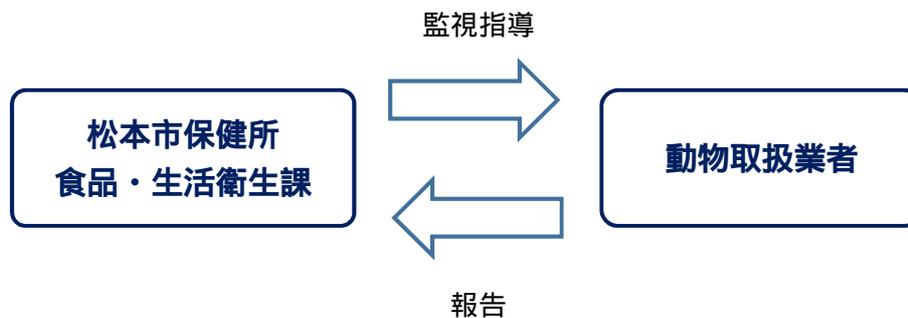
主な取組み

< 厳正な監視指導に向けて >

- ・ 事業者に対して、動物愛護管理法に基づく監視指導の実施及び報告書の確認
- ・ 動物の愛護及び管理に関する不利益処分等実施要綱の整備

< 的確な監視指導に向けて >

- ・ 動物取扱業に係る事務処理要領の整備
- ・ 獣医師以外の動物愛護管理担当職員の育成



6 取組体制の構築

取組方針 1～5 に基づく各施策を実施していくためには、必要な人員配置及び職員の資質向上、収容動物の適正な飼養管理環境の整備が不可欠です。

将来を見据えながら、各施策を効果的かつ効率的に実施できる体制づくりに取り組めます。

方針 将来を見据えながら、職員の適正な配置と資質の向上に取り組めます

今後取り組むべき業務を見据え、獣医師に加えて愛玩動物看護師などの専門職の配置を検討します。

また、効果的な普及啓発や問題発生に対する的確な対応、適正な監視指導に取り組むため、専門研修に積極的に参加し、職員の育成を進めます。

方針 時代の変化に対応していくため、動物愛護センター機能の充実に向けて検討します

動物愛護管理法及び狂犬病予防法に基づく動物の収容施設のほか、治療設備や動物とのふれあいの場、災害に対する備蓄など、動物愛護センター機能の充実が求められています。

動物に対する時代のニーズに即した環境の整備に向けて、あり方の研究を始めます。

現状

【令和4年度の職員配置】

松本市保健所 食品・生活衛生課 動物担当職員（乳肉衛生業務を兼務）

正規職員：獣医師3人、事務職1人

会計年度任用職員：事務職2人 計6人

【専門研修】

- ・動物愛護管理行政研修会（環境省）
- ・動物由来感染症対策技術研修会（厚労省）
- ・動物愛護管理技術研修会（長野県） 年3～4回
- ・全国公衆衛生獣医師協議会 研修会
- ・全国動物管理関係事業所協議会 全国会議・調査研究発表会

【動物収容施設】

- ・犬舎 22 m²（収容可能頭数：成犬6頭）
- ・猫舎 16 m²（収容可能頭数：成猫3頭） 計38 m²

課題

- ・動物愛護センター機能の充実に向けた、専門職の配置と環境整備の検討
- ・監視指導などの実務経験や専門研修への参加を通じた人材育成

主な取組み

- ・必要な専門職の配置に向けた検討
- ・専門研修への積極的な参加
- ・動物愛護センター機能や災害対応機能など、環境整備に向けた検討

松本市保健所
食品・生活衛生課

職員配置、人材育成
環境整備に向けた検討

補足

動物は、伴侶動物（犬や猫などのペット）以外にも、家畜などの産業動物や、研究所などにいる実験動物、動物園などにいる展示動物、人が飼養管理しない野生動物など、様々な動物がいます。

動物愛護管理法においては、全ての動物が対象となることから、伴侶動物以外の動物についても、補足として説明します。

1 牛や豚などの産業動物

産業動物は、卵や牛乳、肉などの食料目的、ウールや革製品などの衣類装飾品目的、農耕や運搬時の使役目的として、私達の生活を支えています。

産業動物においては、動物福祉の考え方により、科学的・論理的・客観的に動物の生活の質を向上させる取組みが進んでいます。

2 マウスやウサギなどの実験動物

人が使用する医薬品の研究をはじめ、教育や試験研究、生物学的製剤などの科学上の利用を目的として実験に用いられています。

3 動物園の動物

松本市内には、アルプス公園内に「小鳥と小動物の森」があります。動物園の動物からはその生態を学ぶだけでなく、野生動物の保護や絶滅危惧種の保存活動など、動物園の活動に対する理解を深めることも必要です。

4 野生動物

野生動物は、上記の動物に伴侶動物を加えた動物以外の動物です。自然に生息している動物であり、人により種を改良されていない動物です。人里に住むタヌキ、イノシシのような動物から、海外から持ち込まれ、国内で増えた特定外来生物もいます。

資料

- 1 犬
 - ・犬の登録頭数
 - ・狂犬病予防注射実施状況
 - ・咬傷事故の件数

- 2 犬・猫の苦情
 - ・苦情件数
 - ・苦情の内訳

- 3 動物の保護・引取り等
 - ・収容頭数、引取頭数
 - ・犬の保護頭数
 - ・犬の引取頭数、引取理由
 - ・猫の保護頭数
 - ・猫の引取頭数、引取理由

- 4 動物の返還・譲渡
 - ・返還頭数、返還率、譲渡頭数、譲渡率
 - ・犬の返還及び譲渡
 - ・猫の返還及び譲渡

- 5 動物の殺処分
 - ・犬の保護・引取頭数、処分頭数、処分率
 - ・猫の保護・引取頭数、処分頭数、処分率
 - ・犬猫の引取り・譲渡体系図

- 6 動物の路上死体収容数

- 7 動物取扱業
 - ・第一種動物取扱業の登録状況（事業所総数、種別数）
 - ・第二種動物取扱業の登録状況（事業所総数、種別数）
 - ・監視指導状況

8 動物愛護啓発事業

- ・犬のしつけ方教室の開催（県動物愛護会と協力）
- ・猫の飼い方教室の開催（県動物愛護会と協力）
- ・動物の正しい飼い方普及月間への協力（県の事業）
- ・動物愛護フェスティバルへの協力（県の事業）
- ・動物愛護週間における市の事業の実施（国の事業）

9 地域猫活動

- ・地域猫管理活動支援事業（不妊去勢措置頭数）

10 ボランティアの活動

- ・動物愛護推進員の委嘱人数
- ・動物愛護推進員の活動状況
（適性飼育普及啓発活動、繁殖制限助言、譲渡活動）
- ・家庭犬インストラクターの人数

11 災害対策

- ・市の防災計画における位置づけ
- ・災害発生時における保健所の取組み
- ・防災訓練への参加状況